

平成 21 年 5 月 18 日
自治医科大学運営小委員会

自治医科大学第 1 次試験の試験地の見直し(案)

目的：県外の高校へ進学した者が出身地の都道府県で出願できるように第 1 次試験の試験地を見直すことにより志願者増及び義務年限終了後の定着率向上を図る。

1 第 1 次試験地の見直し(案)

現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の住所地(同一住所地に継続して 3 年以上居住していることを条件とする)を第 1 次試験の試験地とする。

なお、県外校へ進学のため転居した者の場合は、出願時の保護者の住所地(同一住所地に継続して 3 年以上居住していることを条件とする)を第 1 次試験の試験地として認める。

「保護者」については、出身高等学校が発行する保護者の氏名、住所地进行記載した証明書により確認する

<考え方>

- (1) 本人の住所地を追加することにより県外校へ進学した者の地元での出願が可能
- (2) 県外校へ進学し入寮などにより住民票を移動させた者が地元で出願が可能となるように、特例として保護者の住所地での出願を認める(保護者氏名、住所を出身高等学校が証明できる場合に限定)
- (3) 出願のためだけに他府県へ住民票を移動させることを防止するため、(1)(2)とも 3 年以上の居住を条件とする
- (4) 事務量の増を極力抑えるため、住民票(本籍地の記載なし)のみで簡便に確認可能となる基準とする。(本籍地は個人情報保護のため収集しない)

2 複数の都道府県へ重複して出願した場合の取扱い(案)

複数の都道府県へ重複して出願した場合は当該年度の受験資格を失うものとする。

<確認方法>

(1) 都道府県試験委員会

出身高校とは異なる都道府県へ出願があった場合は試験本部(大学)へ報告する。(締切：出願締切日の翌日正午まで)

(2) 試験本部(大学)

各都道府県試験委員会からの報告により重複出願がないか確認し、重複出願があった場合には直ちに当該都道府県試験委員会へ報告するとともに、出願者へ受験資格の失効を通知する。

<報告様式(案)>

出願都道府県名	氏名	生年月日	出身高校・所在地	備考

第1次試験の試験地の見直しに係る出身地の検討について（経緯説明メモ）

佐賀県の提案

出身高校所在地に加え、入学志願者の出身地（親や保護者の居住地等）を第1次試験とする。これにより義務年限終了後の定着率向上、より優秀な受験生の確保が期待。

- ・ 出身地の定義付けが必要

H20.12 自治医大運営小委員会での案

（自治医大理事長の発言）

出願時に保護者が居住する都道府県。瞬間風速ではいけないから、例えば3年間とか。

（事務局での検討）

- × 成年や親から独立している受験者もあり保護者の定義付けが困難
- × 親以外が保護者の場合に確認が困難

事務局案1（H21.3 各都道府県へ意見照会）

現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の本籍地又は住所地（継続して3年以上の居住を条件とする）を第1次試験地とする。

（賛成 35・条件付き賛成 9・反対 3）

県外高校進学者が出身地で受験可能となり受験者増や定着率向上を期待

- × 本籍地はどこにでも転籍可能なため不相当
- × 事務量増、× 出願地が複数となり受験生間で不公平

< 代替案 >

代替案	可否
現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の住所地（継続して3年以上の居住を条件とする）及び出身中学校（中高一貫校進学者は出身小学校）所在地を第1次試験の試験地とする。	× 中高一貫校かどうかの確認など事務量増 × 中高一貫校への途中編入者の取扱いが困難
現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の住所地（継続して3年以上の居住を条件とする）及び出身小学校または出身中学校所在地を第1次試験の試験地とする。	× 出願可能地を無用に広げることとなり受験生間で不公平
現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の本籍地（継続して3年以上の在籍を条件とする）または住所地（継続して3年以上の居住を条件とする）を第1次試験の試験地とする。	× 個人情報保護により本籍地の収集不可なため書類確認ができない

事務局案2 H21.5

現行の出身高等学校所在地に加え、出願時の本人の住所地（同一住所地に継続して3年以上居住していることを条件とする）を第1次試験の試験地とする。

なお、県外校へ進学のため転居した者の場合は、出願時の保護者の住所地（同一住所地に継続して3年以上居住していることを条件とする）を第1次試験の試験地として認める。

保護者：出身高等学校作成の保護者の氏名、住所地进行記載した証明書で確認